

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	32	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	新築住宅に係る特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>新築住宅又は新築中高層耐火建築物である住宅で、一定の要件を満たすものについては、当該住宅に対して課する固定資産税を新築住宅は3年間、新築中高層耐火建築物である住宅は5年間、2分の1に減額する</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>本特例の適用期限（平成24年3月31日）を2年間延長する。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条の6第1項、第2項、地方税法施行令附則第12条第1項～第6項		
減収見込額	(初年度)	— (▲38,681)	(平年度) — (▲140,367) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 勤労者の持家取得の促進を図ること</p> <p>(2) 施策の必要性 勤労者の福祉の増進を図ることは、我が国経済社会の活力を維持する上で重要な課題であり、その課題解決のために、勤労者の持家取得の促進を図ることは、勤労者の生活基盤を安定させ、安心して働くことのできる環境を整えるという観点から重要である。 勤労者財産形成促進制度においては、勤労者の持家取得等の促進を図ることを目的とする勤労者財産形成住宅貯蓄制度、勤労者財産形成持家融資制度を有しているが、これらの制度をより一層効果的に機能させるために、本措置を講じることは必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する 施策目標2 2-8 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する豊かで安定した勤労者生活の実現を図る
	政策の達成目標	勤労者の持家水準の引き上げを図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	勤労者の持家水準の引き上げを図る。
	政策目標の達成状況	勤労者の持家取得の水準は確実に上がっているところであり、さらに引き上げを図ってまいりたい。  ○勤労者の持家状況の推移 平成10年 勤労者世帯 56.9% 平成15年 勤労者世帯 58.8% 平成20年 勤労者世帯 60.8% (総務省「住宅土地・統計調査」)
有効性	要望の措置の適用見込み	891,561件（過去5年の適用実績の平均による）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	勤労者の持家水準の引き上げを図るため、取得費用及び固定資産税評価額が高額である新築住宅を取得する際の初期費用を軽減することが必要である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例は一定の質的要件を満たす住宅について、その取得費用等を安定的に支援するものであり、同様の政策目的に係る他の支援措置はない。
	要望の措置の妥当性	勤労者財産形成促進制度においては、勤労者の持家取得等の促進を図ることを目的とする勤労者財産形成住宅貯蓄制度、勤労者財産形成持家融資制度を有しているが、これらの制度をより一層効果的に機能させるためには、税制上の支援措置が必要であり、本措置の適用期限を延長することにより、引き続き住宅取得の負担が軽減されることから、勤労者の持家取得の促進に効果的である。

税負担軽減措置等の適用実績	本特例の新規適用実績（適用件数、軽減額）			
		地方税法附則第15条の6第1項		地方税法附則第15条の6第2項
	平成17年度	584,705（戸）	24,850（百万円）	330,683（戸） 16,213（百万円）
	平成18年度	557,852（戸）	23,772（百万円）	319,710（戸） 15,733（百万円）
	平成19年度	574,178（戸）	24,440（百万円）	339,421（戸） 15,509（百万円）
	平成20年度	545,775（戸）	23,549（百万円）	361,013（戸） 16,225（百万円）
平成21年度	520,024（戸）	22,789（百万円）	324,441（戸） 15,892（百万円）	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、勤労者の新築住宅の取得に伴う費用負担が軽減されることから、勤労者の持家取得を促進している。			
前回要望時の達成目標	勤労者の持家取得水準の引き上げを図ること			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—			
これまでの要望経緯	昭和39年度 創設 昭和56、60、平成10、12年度 拡充 昭和50、54、57、60、63、平成3、5、8、10、12、14、16、18、20、22年度 延長			
ページ	32—3			